

一般財団法人青森県社会保険協会役員候補者の公募について

一般財団法人青森県社会保険協会は、以下により役員候補者の公募を行います。

1 公募を実施する団体

一般財団法人青森県社会保険協会

2 公募する役員候補者

理事（常勤：総括） 1名

3 任期

2年（平成24年6月27日～平成26年6月定時評議員会まで）

4 職務内容

理事（常勤）としての職務内容、処遇等の詳細については、別紙「職務内容書」をご覧ください。

5 選考の視点

職務内容書において求める必要な経験等を踏まえ、役員として職務を遂行するに十分な適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。

6 選考方法等

選考は会長が指名する選考委員会が行います。

(1) 第一次選考（書類選考）

第一次選考は5月下旬を目途に行い、可否の決定はすべての応募者にお知らせします。

(2) 第二次選考（面接選考）

第二次選考は6月上旬を目途に行う予定ですが、詳細は第一次選考合格者に対してご連絡します。

※ 役員への選任手続き

第二次選考合格者については、定款の定めるところにより理事候補者として評議員会に推薦され、評議員会による選任手続きを経て理事（常勤）に就任することになっています。

7 応募方法

(1) 公募期間

平成24年5月11日（金）～平成24年5月22日（火）

(2) 応募資格経験等

別紙「職務内容書」をご覧ください。

(3) 第一次選考応募書類

次の書類を日本語で作成し、期限（平成24年5月22日必着）までに送付してください。期限を超えたものや全ての書類が整っていない応募書類は受理しません。

ア 履歴書

J I S規格履歴書を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付すること。

イ 職務経歴書

任意様式にできるだけ詳細に職務経歴を記載すること（別紙「職務内容書」の「5必要な経験等」に関連する経験等に係る記述を含む）。

ウ 応募動機・自己アピール文書

応募した動機、公募している職務に自らが適任である理由及び今後の当財団の事業運営（事業内容及び実施体制）に関する提案を記載すること。

A4用紙2ページ、2,000文字以内にまとめること。

8 応募書類送付先

〒030-0823

青森市橋本一丁目9-22 住友生命青森ビル2F

一般財団法人青森県社会保険協会

応募書類は必ず一般書留により送付してください。

また、封筒には「役員応募書類在中」と朱書してください。

9 応募に関する問い合わせ先

一般財団法人青森県社会保険協会

電話番号 017-776-4471（9:00～16:00）

10 その他

応募書類の返送はいたしません。

応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。

職 務 内 容 書

1 法 人 名 一般財団法人青森県社会保険協会

2 法人の概要

(1) 設 立 昭和25年11月6日

(2) 設立目的

健康保険・厚生年金保険等各種社会保険制度の被保険者及び被扶養者の健康と福利を増進し、社会保険制度の普及発展に資することを目的とする。

(3) 事業概要

- ・ 社会保険制度の普及宣伝及び周知に関する事業
セミナー開催・広報誌「社会保険あおもり」の発行
- ・ 社会保険事業の推進協力
各種研修会・説明会等の協力
- ・ 健康と福利を増進する事業
健康づくり事業（健康保持増進のためのレクリエーション）・生活習慣病予防健診の受診勧奨事業
- ・ 事業功労者に対する表彰
- ・ その他

(4) 役員等

- ・ 理事10名（うち常勤1名）・監事2名
- ・ 評議員8名

(5) 職員

常勤職員4名（平成24年5月1日現在）

3 任 期

2年（平成24年6月27日から平成26年6月定時評議員会まで）

4 職務内容

- (1) 会長を補佐し、一般財団の重要な運営方針の立案に参画するとともに、一般財団全体の業務に関する調整総括。
- (2) 一般財団の事業計画、予算及び業務実施体制の検討
- (3) 以下の事業・運営方針を総括し、必要に応じて、事業見直し等を関係者と調整し、また、実施事業に使役する。

ア 理事会・評議員会・一般財団組織・職員研修等に関する業務

イ 新規事業の企画立案・事業計画の策定・行政機関保険者等との連絡調整・広報・調査研究等に関する業務

ウ 制度周知（セミナーの開催・事務講習会開催等）事業・健康づくり事業・福利厚生事業に関する業務

5 必要な経験等

- (1) 職務遂行に当たっては、①中立性・公平性、②専門性、③マネジメント能力・リーダーシップ能力が必要であり、その性質・知識・能力を有していること。
- (2) 年金制度・健康保険制度等社会保険制度全般に関して相当程度の知識を有していること。
- (3) 公益法人制度改革に伴う一般財団法人の運営・会計、人事・労務管理に関する十分な知識を有し、当一般財団の経営運営改革に積極的に取り組む意欲を有すること。
- (4) 例えば相当程度の組織規模を有する民間法人、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織において、役員・管理職として、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を發揮した実績を有していること又はこれと同等の職歴を有していること。
- (5) 当一般財団は、公共性を有しており、中立性・公平性が不可欠であることから、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるしかりとした倫理観を有するものであること。
- (6) 法令順守に基づいた的確な業務を実施するため、コンプライアンス業務などに従事した経験を通じて法令解釈に精通していること。
- (7) 当一般財団の業務について、必要な関係法令についての一般的知識を有すること。
- (8) 人格高潔で、心身ともに健康であること。
- (9) 平成24年5月1日現在、満62歳未満であること。

6 欠格事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に規定する者は応募できません（後記の【参考】を参照のこと）。

7 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当一般財団事務所
(青森市橋本一丁目9-22 住友生命青森ビル2F)
- (3) 給与 役員報酬規程及び職員給与規程による
(年収約440万円程度)
【注】給与は財政事情等により変わることがあります。
- (4) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険、健康診断
- (5) その他 勤務時間、休暇等については当一般財団の規程等に定めるところによる。

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げるものは、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中のものを除く)